

スマートフォンによる口座開設用普通預金(無通帳)特約

(利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下同じ。)

1. (特約の適用範囲・規定の準用)

- (1) この特約は「信用金庫口座開設アプリ」(以下「口座開設アプリ」といいます。)から開設した静清信用金庫(以下、「当金庫」といいます。)の普通預金口座(以下「本口座」といいます。)に適用される事項を定めるものです。
- (2) 本口座は、「普通預金規定」、「総合口座取引規定」、「キャッシュカード規定」、「アプリからの口座開設に係る特約」(以下「各種規定」といいます。)によるほか、本特約により取扱います。
- (3) 各種規定とこの特約とで相違が生じる場合には、「アプリからの口座開設に係る特約」の次に本特約が優先して適用されるものとします。

2. (口座開設)

本口座は、通帳を発行いたしません。本口座の取引明細等は、WEBバンキングを利用してご確認できます。

3. (預金預入れ、払戻し)

- (1) 本口座は、当金庫本支店および当金庫と提携している金融機関等の現金自動預入払出兼用機等の取引を自動処理する機械(以下「ATM」といいます。)により、キャッシュカードにて現金の預入れ、払戻しを行うことができます。
- (2) 本口座は、原則として当金庫本支店の窓口での預入れ、払戻しを行うことはできません。ただし、第4条の普通預金口座の解約時は除きます。

4. (解約等)

- (1) 普通預金口座の解約は、当金庫本支店の窓口で受け付けます。本口座の届出印章と本人確認書類を持参のうえ、お取引店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

 - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金の預金者が預金共通規定第7条に違反した場合
 - ③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあるとみとめられる場合
- (3) 前項により、この預金口座が解約され残高がある場合は、本口座の届出印章と本人確認書類を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

5. (免責事項)

次の事由により本口座のサービスの取扱いに遅延、不能、漏洩等があっても、これによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

- ①当金庫所定の本人確認手続きにより、本人と認めて取扱いを行ったにもかかわらず、暗証番号等に盗用または不正使用等があった場合
- ②災害・事変等当金庫の責めに帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等止むを得ない事由があった場合
- ③当金庫および金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず、公衆回線等の通信経路において盗聴等がなされたことにより個人情報情報が漏洩した場合
- ④申込書類等に使用された印影と届出の印章とを相当の注意を払って照合し、相違ないものと認めて取扱いを行ったにもかかわらず、それらの書類について偽造、変造、その他の事故等があった場合
- ⑤各種届出事項の変更を怠った場合

6. (取引種類・内容の変更)

当金庫の都合により、本口座で取扱う取引の種類・内容等を変更することがあります。この場合は、当金庫ウェブサイトにて告知するものとします。

7. (特約の変更)

- (1) この規約の各条項は、前条に定める場合を含め、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規約に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規約の変更は、変更を行う旨および変更後の規約の内容並びにその効力発生時期を、店頭掲示、インターネットまたその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上